

平成30年度  
包括外部監査の結果報告書

林業施策に関する財務事務の執行及び事業の管理

岐阜県包括外部監査人

公認会計士 豊田裕一



# 目 次

	頁
<b>第 1 外部監査の概要</b> . . . . .	<b>1</b>
1. 外部監査の種類 . . . . .	1
2. 選定した特定の事件（テーマ） . . . . .	1
3. 事件（テーマ）を選定した理由 . . . . .	1
4. 外部監査の対象部署 . . . . .	2
5. 外部監査の対象期間 . . . . .	2
6. 外部監査の実施期間 . . . . .	2
7. 外部監査の方法 . . . . .	2
8. 外部監査の補助者 . . . . .	3
<b>第 2 林業施策に関する概要</b> . . . . .	<b>4</b>
1. 林政部の組織図（平成 29 年 4 月 1 日現在） . . . . .	4
2. 岐阜県における林業の状況 . . . . .	5
3. 岐阜県における林業行政の取組 . . . . .	11
4. 予算規模 . . . . .	28
5. 国における森林・林業の現状と課題 . . . . .	29
6. 森林経営管理制度 . . . . .	38
<b>第 3 外部監査の結果－総括的事項－</b> . . . . .	<b>41</b>
1. 第 3 期岐阜県森林づくり基本計画について . . . . .	41
2. 清流の国ぎふ森林・環境基金事業の評価について . . . . .	42
3. 木材の利用チャネルの拡大のための取組について . . . . .	44
4. 新たな森林経営管理システムに備えた体制の整備について . . . . .	46
5. 岐阜県森林公社及び木曾三川水源造成公社の長期収支の継続的モニタリングについて . . . . .	48
6. 地方自治体から国への積極的な施策等の発信について . . . . .	50
7. 「SDGs」に関連付けた取組みの推進について . . . . .	50

<b>第 4</b>	<b>外部監査の結果—個別的事項—</b>	<b>53</b>
<b>I</b>	<b>林政課</b>	<b>53</b>
1.	林政課の概要	53
2.	100年の森林づくり計画策定事業について	54
3.	森林情報の管理について	57
4.	第3期岐阜県森林づくり基本計画について	62
<b>II</b>	<b>森林研究所</b>	<b>67</b>
1.	森林研究所の概要	67
2.	森林研究所の研究課題に対する評価について	68
3.	森林研究所庁舎警備業務委託について	71
<b>III</b>	<b>森林文化アカデミー</b>	<b>73</b>
1.	森林文化アカデミーの概要	73
2.	森林文化アカデミーの外部収入について	75
3.	宿泊施設の利用について	78
<b>IV</b>	<b>恵みの森づくり推進課</b>	<b>80</b>
1.	恵みの森づくり推進課の概要	80
2.	里山林整備事業及び森林地域外危険木除去事業について	81
3.	森と木と水の環境教育推進事業について	83
4.	上流域と下流域の交流事業について【参 考】	88
<b>V</b>	<b>県産材流通課</b>	<b>92</b>
1.	県産材流通課の概要	92
2.	木材利用推進対策費について	93
3.	木材生産流通対策費について	95
4.	林業・木材産業改善資金貸付金について	101
<b>VI</b>	<b>森林整備課</b>	<b>105</b>
1.	森林整備課の概要	105
2.	森林整備事業について	105
3.	林業事業者の登録・評価制度の導入について	116
4.	林業事業者同士の交流の促進について	118

<b>Ⅶ 治山課</b> . . . . .	<b>120</b>
1. 治山課の概要 . . . . .	120
2. 山地治山総合対策事業費について . . . . .	121
<b>Ⅷ 公益社団法人岐阜県森林公社</b> . . . . .	<b>130</b>
1. 団体の概要 . . . . .	130
2. 長期収支試算について . . . . .	146
3. 第Ⅵ期分収林計画について . . . . .	152
4. 白山白川郷ホワイトロード維持補修委託業務について . . . . .	156
5. 白山白川郷ホワイトロード経営改善計画について . . . . .	158
6. 林業就業促進の取組について . . . . .	161
7. 緑の青年就業準備給付金事業について . . . . .	163
8. オフセット・クレジット（J-VER 制度）の取組について . . . . .	166
9. 林業就業促進資金貸付金について . . . . .	168
10. 機関誌「森の息吹」の記載事項について【木曾三川水源造成公社と共通】 . . . . .	169
<b>Ⅸ 公益社団法人木曾三川水源造成公社</b> . . . . .	<b>173</b>
1. 団体の概要 . . . . .	173
2. 長期収支試算について . . . . .	184
3. 分収造林契約について . . . . .	188
4. 木材販売について . . . . .	191
5. 森林資産情報の注記について . . . . .	193
6. 公益森林管理事業について . . . . .	196
<b>第5 利害関係</b> . . . . .	<b>199</b>

<p>・ 報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。</p> <p>・ 外部監査の結果のうち、違法又は不適切な疑いがあり、是正措置が必要と考える事項については（指 摘）として表記し、直ちに是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれる事項については（意 見）として表記している。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

林業施策に関する財務事務の執行及び事業の管理

### 3. 事件（テーマ）を選定した理由

県の森林面積は、平成24年3月末現在約86.2万ha（全国第5位）で県土面積の81%（全国第2位）を占めており、全国でも有数の森林県である。この広大な森林に関する施策の総合的な推進を図るため、県は平成18年に制定した「岐阜県森林づくり基本条例」に基づき、「岐阜県森林づくり基本計画」を平成19年に策定しており、以後5年ごとに見直しを行い、現在は第3期（平成29年度～平成33年度）の基本計画期間中にある。

第2期基本計画の総合評価においては、林業経営を重視した「生きた森林づくり」と環境保全を重視した「恵みの森林づくり」の2つを柱とした取組を行ってきたが、前者では木材需要に応じた原木の供給体制や県産材の販路について、後者では森林・環境税を活用した水源林・里山林の整備や環境教育の広がり等について、課題が残されていることが認識された。

また、県の人工林が偏った齢級構成となっており持続可能な資源活用が困難となるおそれや、森林技術者等林業人材の不足など、次世代への継承の観点から新たな課題も認識されたことから、現行の第3期基本計画においては、「100年先の森林づくり」を新たな政策の柱とし、既存の柱の継続とともに取組を強化している。平成29年度最終予算（3月補正後予算）においても、林政部全体で約191億円の予算が計上されている。

このような事業環境を踏まえると、県の林業施策に係る財務事務の執行及び事業の管理の状況を具体的に把握し問題点を洗い出し、改善点を提示することは有意義であると判断し、平成30年度の監査テーマとして選定した。

#### 4. 外部監査の対象部署

岐阜県林政部及び財政援助団体等

#### 5. 外部監査の対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

(ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成 30 年度分も対象にする。)

#### 6. 外部監査の実施期間

自：平成 30 年 6 月 19 日 至：平成 31 年 3 月 19 日

#### 7. 外部監査の方法

##### (1) 監査の主な要点

- ① 事務手続が関係する法令や条例等に準拠しているか（合規性）
- ② 第3期岐阜県森林づくり基本計画を推進するために効果のある事業が経済的・効率的に行われているか
- ③ 事業環境の変化に対応し、森林・林業・木材産業の持続的な開発・経営の確保のための取組がなされているか
- ④ 関連する財政援助団体における事業が県における事業と同様に適切に実施されているか
- ⑤ その他林業施策に係る事業が3E（経済性・効率性・有効性）の観点から適切に執行されているか



## (2) 主な監査手続

- ① 関連書類一式を閲覧し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- ③ 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

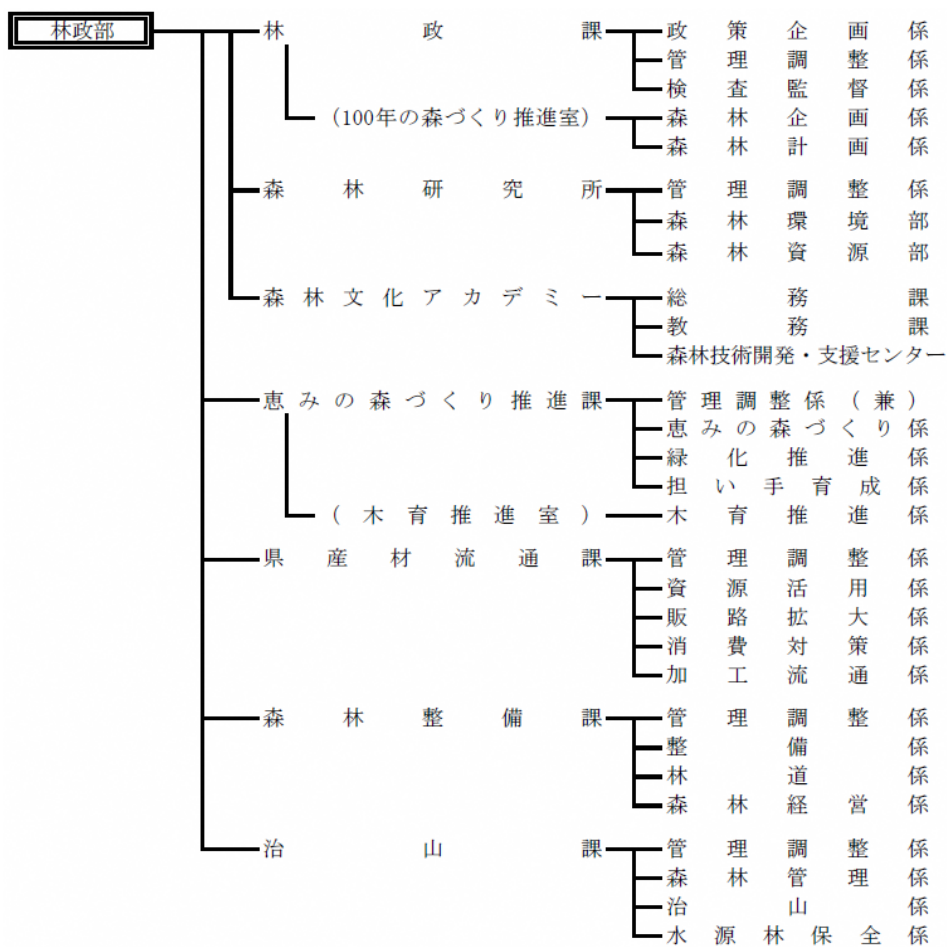
## 8. 外部監査の補助者

田 中 豪 明 (公認会計士)  
河 村 崇 志 (公認会計士)  
横 井 誉志子 (公認会計士)  
白 井 佳 (公認会計士)  
蓑 田 浩 行 (公認会計士)  
林 孝 卓 (公認会計士)  
山 田 麻 登 (弁護士)

## 第2 林業施策に関する概要

県における林業施策の概要を以下に記載する。

### 1. 林政部の組織図（平成29年4月1日現在）



(農林事務所[林業施策関連のみ])



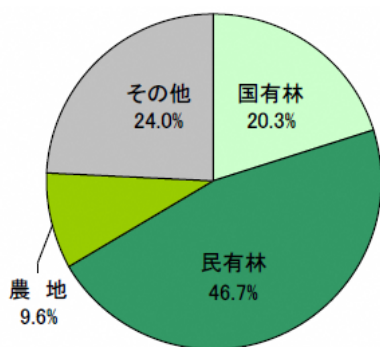
(出典：「平成28年度 岐阜県森林・林業統計書」)

## 2. 岐阜県における林業の状況

岐阜県における林業の状況を以下に記載する（出典：岐阜県「第2期岐阜県森林づくり基本計画 5か年の総括評価」平成29年10月）。

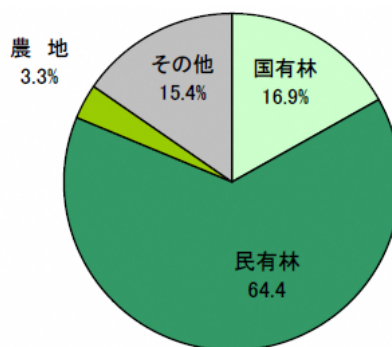
### (1) 岐阜県の森林資源の状況

岐阜県の森林面積は平成27年度末現在で863千haと県土面積の81.2%を占めている。内訳は、国有林が179千ha、民有林が684千haで民有林は県土面積の64.4%を占めている。全国に比べ民有林の割合が高く、民有林面積は平成23年度末現在で全国第4位である。



森林面積：25,081千ha（平成23年度）

土地(面積割合:全国)



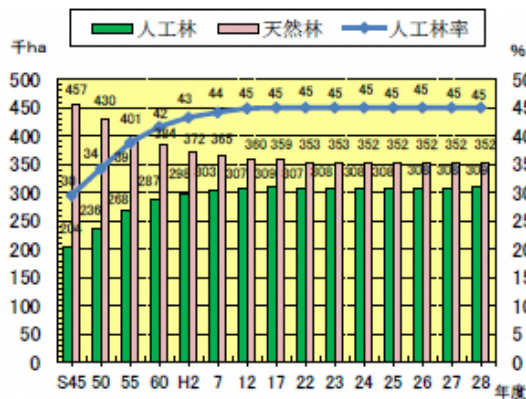
森林面積：863千ha（平成27年度）

土地(面積割合:岐阜県)

資料：林野庁「森林資源の現況（平成24年3月31日）」  
農林水産省「2010年世界農林業センサス」

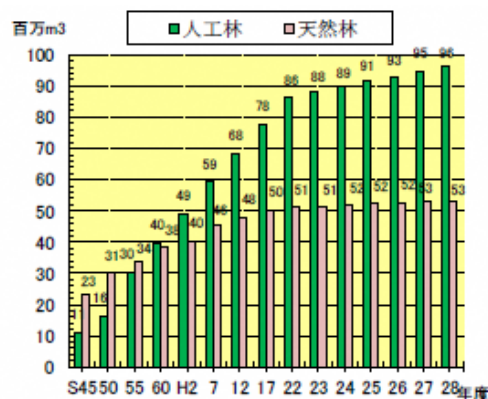
資料：国有林面積は中部森林管理局調べ  
民有林面積は県林政課調べ  
農地面積は農林水産省「2015年農林業センサス」

森林蓄積は年々増加しており、民有林蓄積は149,387千 $m^3$ となっている。特に人工林蓄積が著しく増加している。



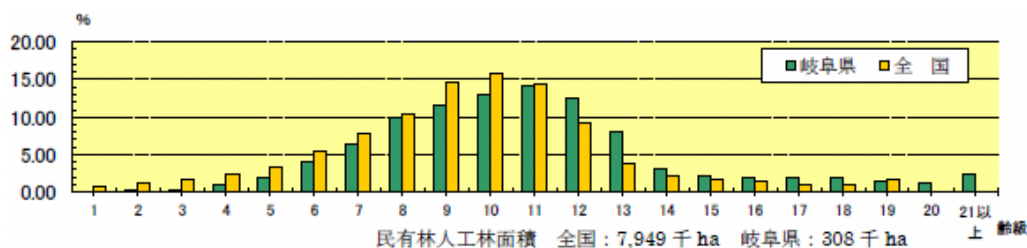
民有林森林面積の推移

資料：県林政課調べ

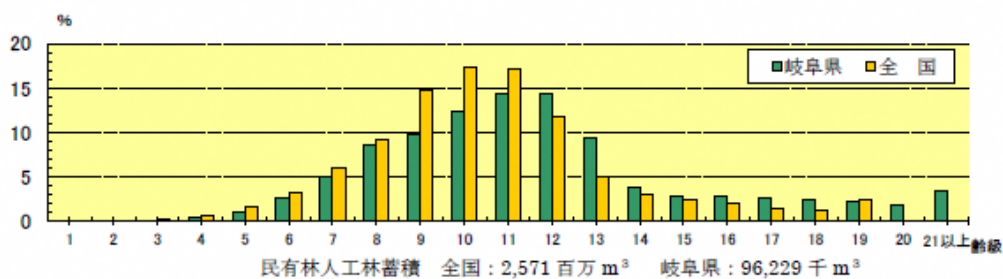


民有林森林蓄積の推移

民有林人工林のうち35年生以下（7齢級以下）の若・幼齢林の面積は44千ha、全体の14%を占めており、除間伐等の保育施業の実施が重要となっている。また、間伐の対象となる11～60年生の人工林面積は233千haで、民有林人工林の75%を占めている。



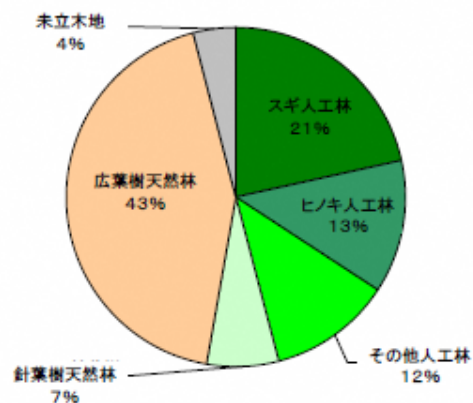
民有林人工林年齢別面積分布



民有林人工林年齢別蓄積分布

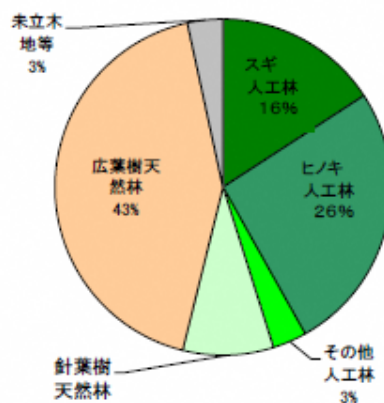
資料：全国数値は、林野庁「森林資源の現況(平成24年3月31日)」  
 県数値は、県林政課調べ(平成28年度末数値)  
 注：全国数値は20年齢級以上の集計はしていない。

民有林の樹種別面積をみると、ヒノキ人工林の割合が全国数値に比較して高くなっている。平成23年度末現在、本県のヒノキ人工林面積・蓄積は、高知県に次いで第2位となっている。



(平成23年度末)  
 民有林樹種別面積(全国)

資料：林野庁「森林資源の現況(平成24年3月31日)」  
 県数値は、県林政課調べ

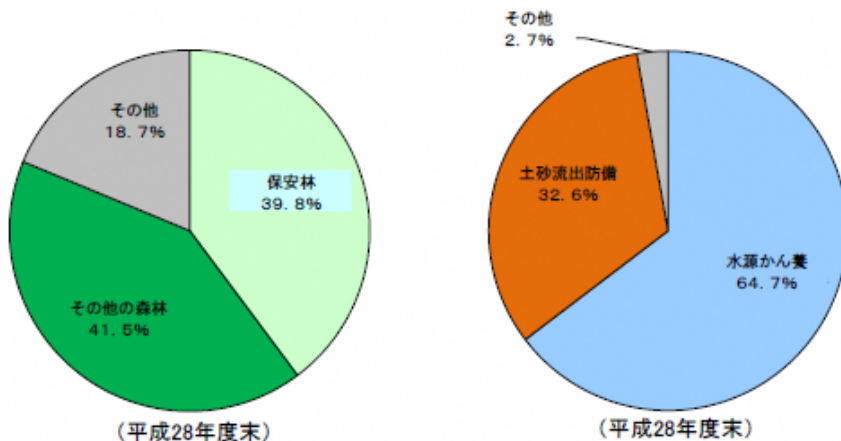


(平成28年度末)  
 民有林樹種別面積(岐阜県)

資料：県林政課調べ

## (2) 岐阜県の県土の保全の状況

保安林面積は平成 28 年度末で 422,584ha であり、そのうち民有保安林が 249,544ha、国有保安林が 173,040ha で、県土面積の 39.8%、森林面積の 49.0%を占めている。保安林の 64.7%は、水資源の確保に重要な役割を果たしている水源かん養保安林で、続く 32.6%が土砂流出防備保安林となっている。



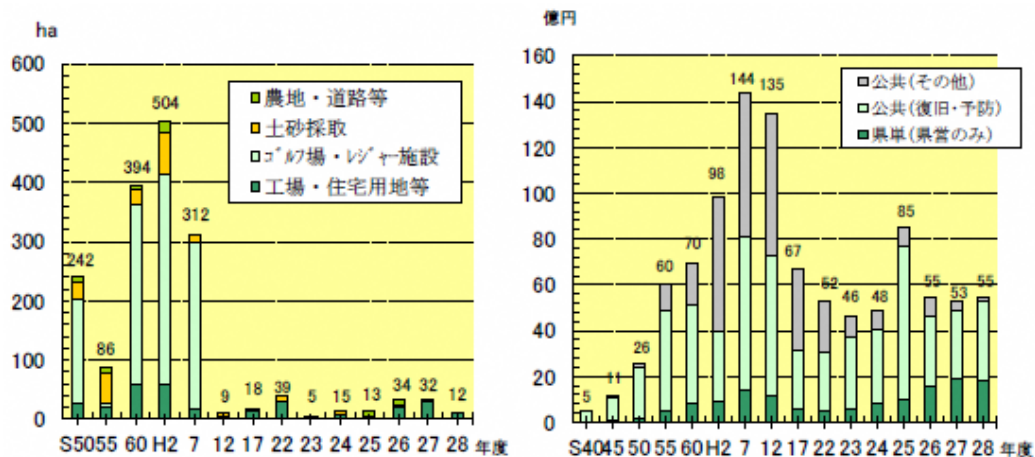
**県土面積に占める保安林の割合**

資料：県治山課調べ

**保安林の種類別構成割合**

資料：県治山課調べ

平成 28 年度の林地開発許可件数及び面積は 6 件、12ha で、前年度より減となった。林地開発行為許可制施行後、最も多かった平成 2 年度(504ha)に比し、2.4%にとどまっている。平成 28 年度の治山事業工事費（公共・県単（県営のみ））は 54.6 億円で、対前年度比 103.8%と増加している。



**林地開発許可面積の推移**

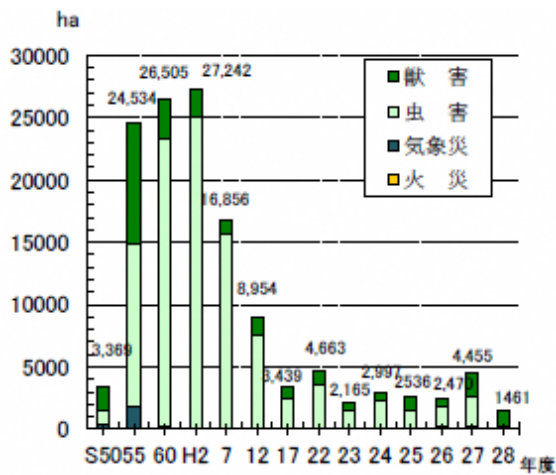
資料：県治山課調べ

**治山事業工事費の推移**

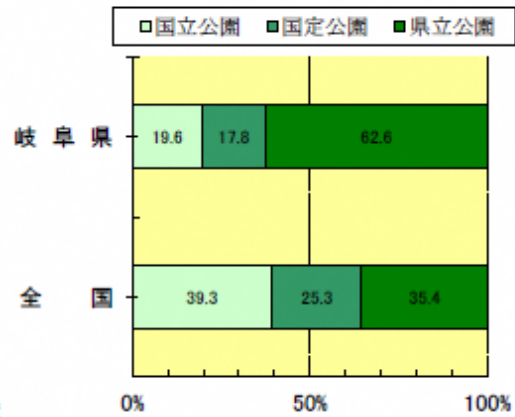
資料：県治山課調べ

平成 28 年度の森林被害面積は 1,461ha で、うち 1,311ha（構成比 89.7%）が獣害によるものである。

本県の自然公園面積は、平成 28 年度末現在 195,093ha で、県土に占める割合は 18.4%となっている。これは全国平均の 14.7%に比べ高く、中でも県立自然公園の割合が高くなっている。



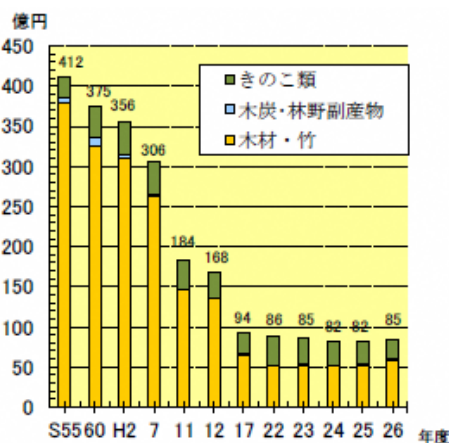
森林被害面積の推移  
資料：県森林整備課調べ



(平成 28 年度末)  
自然公園面積の割合  
資料：環境省自然公園局「自然保護各種データ一覧」

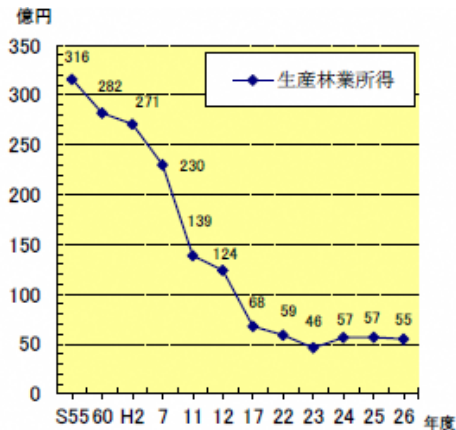
### (3) 岐阜県の林業経営の状況

平成 26 年度の林業産出額（林業粗生産額）は 85 億円（対前年度比 103.7%）、生産林業所得は 55 億円（対前年度比 96.5%）となっている。



林業産出額（林業粗生産額）の推移  
資料：農林水産省「第 62 次岐阜県農林水産統計年報」

注：林業産出額は、木材生産、薪炭生産、栽培きのこ類生産及び林野副産物（天然まつたけ、生うるし等）採取の産出額（生産量に価格を乗じて推計）を合計したもの

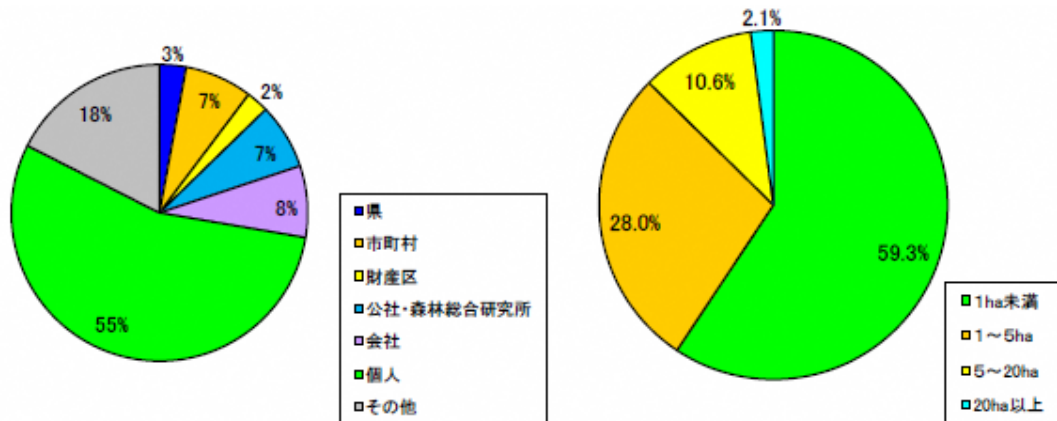


生産林業所得の推移

資料：農林水産省「第 62 次岐阜県農林水産統計年報」  
注：生産林業所得は、林業生産活動によって生み出された付加価値（各部門産出額に所得率を乗じて推計）

県下の私有林面積のうち私有林が 87.3%、公有林が 12.7%となっている。私有林の内訳は個人所有が私有林全体の 62.8%を占めている。

個人所有の規模別体数をみると、所有面積 1ha 未満が 59.3%を占め、1～5ha と合わせると全体の 87.3%が 5ha 未満の零細な所有となっている。



所有形態別私有林面積の割合

資料：県林政課調べ

個人所有林の所有規模別体数の割合

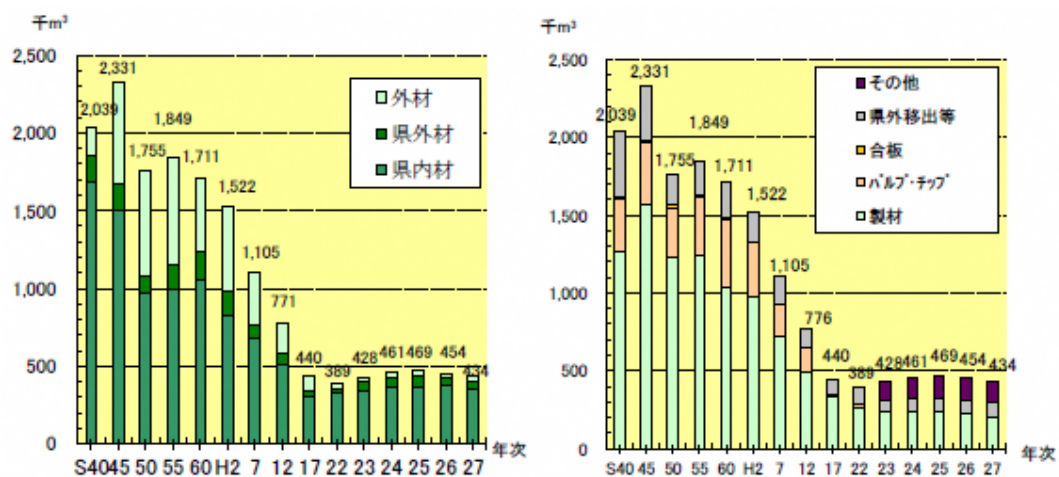
資料：県林政課調べ

注：地域森林計画対象内森林のみ集計

#### (4) 岐阜県の木材生産・木材需要の状況

平成 27 年の素材の需要量は 434 千 $m^3$ で、前年より 20 千 $m^3$ 減少した。このうち県内材の供給量は 348 千 $m^3$ で全体の 80.2%を占めている。

平成 27 年の素材の県内需要のうち製材用の割合が 60.0%と最も高くなっている。



供給元別素材需要量の推移

資料：農林水産省「木材需給報告書」

素材需要量の推移

資料：農林水産省「木材需給報告書」

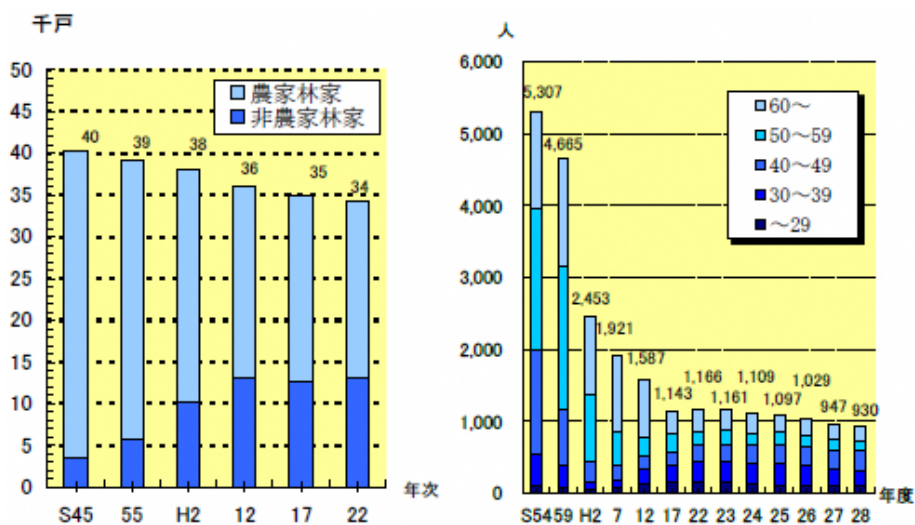
注：調査の中止により 13 年度以降の「パルプ・チップ」は「チップ」のみの数値

## (5) 岐阜県の林業労働力・林業機械の状況

林家（保有山林1ha以上）戸数は減少傾向にある。平成17年調査に比べ、平成22年の農家林家数は957戸（4%）減少、非農家林家数は276戸（2%）増加となっている。

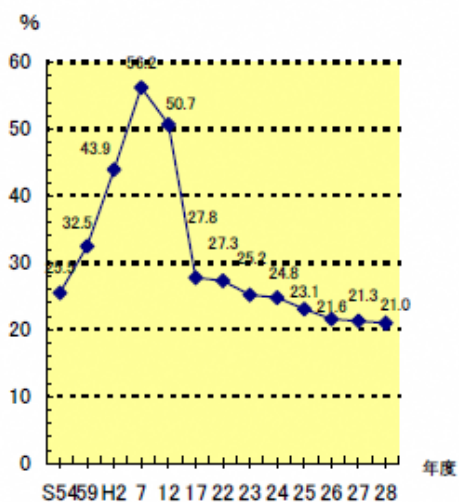
平成28年度の森林技術者数は930人で、前年度（対前年度比98%）に比べ減少している。

平成27年度の森林組合の作業班員は459人で、前年度に比べて57人減少している。

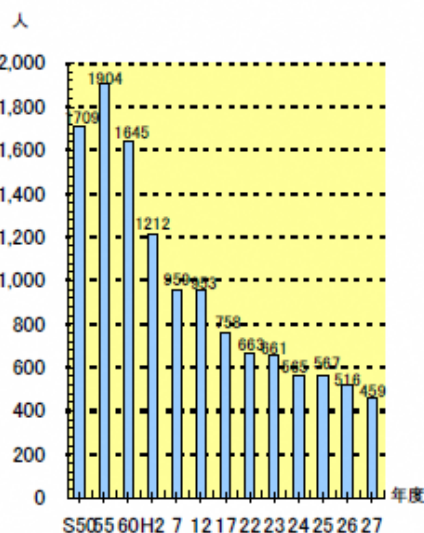


林家戸数の推移  
資料：農林水産省東海農政局調べ

年齢別森林技術者の推移  
資料：県森林整備課調べ



60歳以上の森林技術者の割合の推移  
資料：県森林整備課調べ



森林組合作業班員数の推移  
資料：県森林整備課調べ



### 3. 岐阜県における林業行政の取組

#### (1) 岐阜県森林づくり基本条例

岐阜県は森林が県土の約 8 割を占める森林県である。古来より、森林からもたらされる数々の恵みを受けながら、森の文化・木の文化をはぐくみ、発展を遂げてきた。

岐阜県では、県民のかけがえのない財産であり、大切な資源である森林を次世代に引き継いでいくため、県、市町村、県民等が一体となり社会全体で支える森林づくりを展開し、揺るぎない森林づくりを将来にわたって推進することにより、持続可能な森林づくりを実現していくため、「岐阜県森林づくり基本条例」(以下「条例」という。)を平成 18 年 3 月に制定し、平成 18 年 5 月 21 日より施行した。

#### ① 条例制定の背景

##### <森林の役割>



<課題（条例制定当時）>

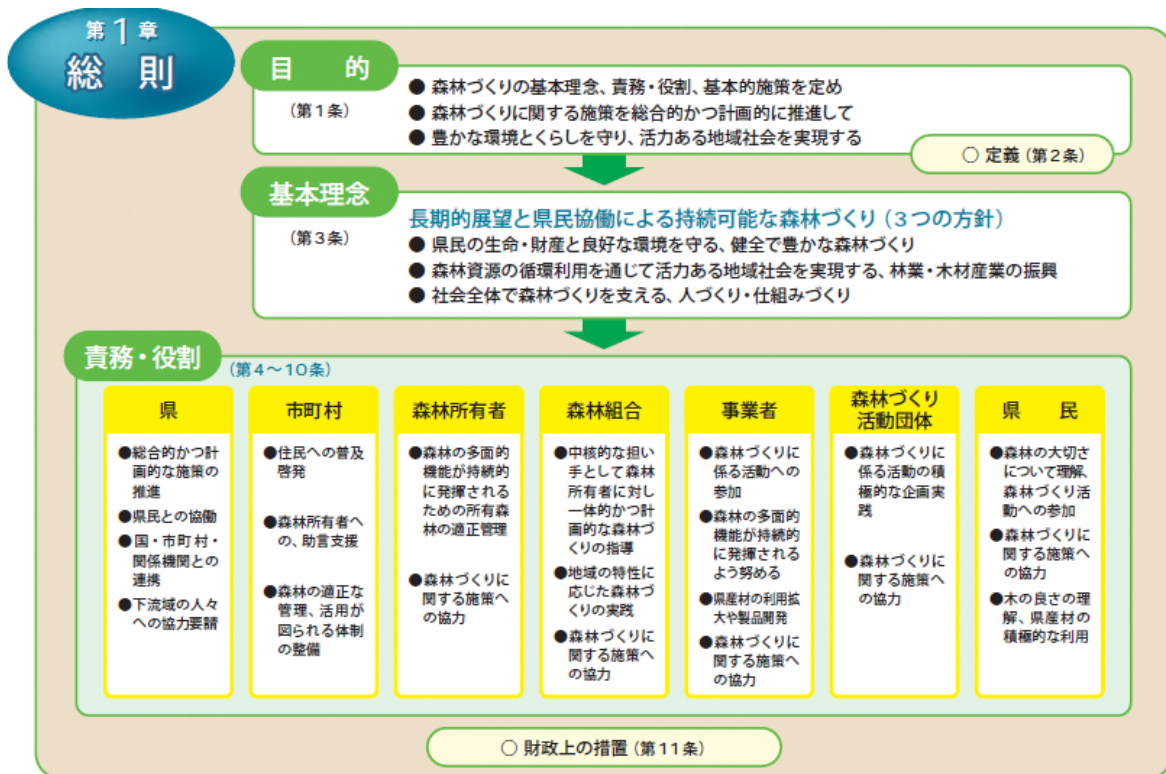
ア. 民有林の天然林・人工林ともに生育途中の若い森林が多く、林齢 40 ～ 50 年をピークとする偏った分布をしている。下刈りや除間伐などの保育施業の実施が必要な状況である。

イ. 木材の販売による収入（＝木材の価格）は下がる一方で、森林の手入れに必要な支出（＝森林技術者賃金）は上がっているため、林業の不振が長い間続いている。

ウ. 林業の不振により、間伐などの必要な手入れがされず、荒廃する森林が増えている。

上記の森林の役割及び課題を踏まえ、県民にとってかけがえのない財産であり、大切な資源である森林を県民と一緒に守り育て、健全で豊かな姿で次世代に引き継いで行くために、条例を制定することとなった。

② 条例の概要





「揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくりの推進」、すなわち上図のように、森林所有者、林業関係者、県民、森林づくり活動団体等による社会全体で支える森林づくりが県の目指す姿である。

## (2) 第3期岐阜県森林づくり基本計画

### ① 岐阜県森林づくり基本計画の位置付け

「岐阜県森林づくり基本条例」（以下「条例」という。）に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりの基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるもの（条例第12条第1項）。

基本計画は、県の森林づくりに関する計画の上位に位置づけるものであり、今後策定・変更する森林づくりに関する諸計画は、基本計画との整合性を保つ（条例第12条第2項）。「岐阜県長期構想」を踏まえ、県が重点的に取り組む森林・林業の施策について示す。

### ② 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間

年度	H18	H19～H23	H24～H28	H29～H33
第1期基本計画	策定	計画期間		
第2期基本計画			計画期間	
第3期基本計画				計画期間

### ③ 第2期基本計画の評価と課題

第2期基本計画では、「全国植樹祭」（平成18年）を契機とした林業経営重視の「生きた森林づくり」と、「全国豊かな海づくり大会」（平成22年）を契機とした環境保全重視の「恵みの森林づくり」の両輪で取り組んできた。

- ・木材生産量は年々増加傾向であるが、生産目標を達成していない。
- ・品質・性能面で競争力のある県産材製品の安定供給体制が不十分。
- ・森林・環境税を活用し、水源林や里山林の整備が進むが、なおニーズが高い。
- ・「ぎふ木育」など環境教育が浸透するも、全県的な広がりが少ない。

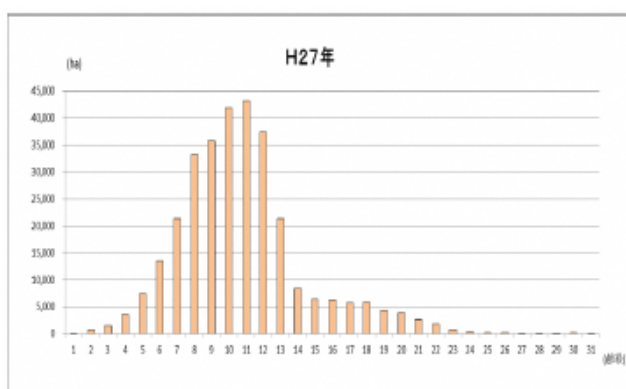
#### ④ 「全国育樹祭」を踏まえた新たな課題

次世代への継承をテーマとした「全国育樹祭」（平成27年）の取り組みを通じて、新たな課題が明らかになった。

**【課題1】** 森林の少子高齢化が進行する中、次の世代へつなぐ森林資源の確保と、森林が有する公益的機能の維持増進との両立

- ・本県の森林は、戦後の拡大造林により46年から50年生をピークに大半が本格的な利用期を迎えているが、25年生までの若い森林は全体の5%に留まり森林の「少子高齢化」が進行。
- ・このままでは、将来的に森林資源が不足し、持続可能な林業経営が成立しなくなるおそれがあるとともに、災害の防止や二酸化炭素の吸収源など、森林の持つ公益的機能の維持が困難。

このため、適切な伐採と再生林を奨励し、齢級構成を平準化していくことが必要。



注) 齢級とは、樹木の年齢を5年刻みで区分する単位で、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級等として統計上の整理をしている。

**【課題2】 適切な伐採と再生林の推進に合わせて現況の森林を総点検し、本来あるべき森林の姿を考える時期に来ている**

- ・戦後の拡大造林では、建築用材の需要の増大に対応するため、尾根部や急傾斜地等の木材生産に適さない地域にも多く植林された。
- ・気象や地形等の自然条件、資源量や地域の生活環境・文化等を考慮した将来の望ましい「森林配置」が求められている。

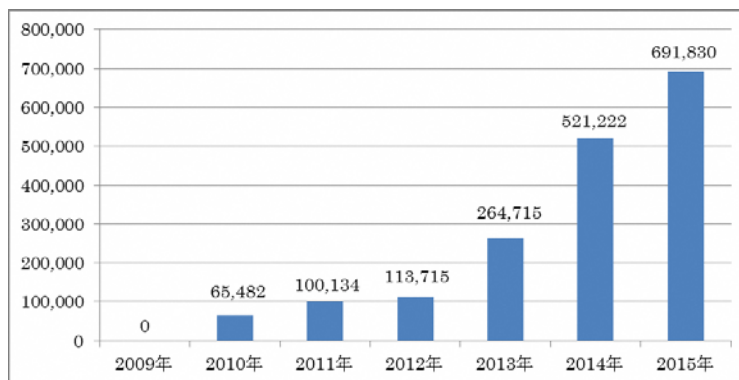
このため、経済活動の場、自然環境の保全、観光の振興、日常生活の維持といった人の活動に寄り添う視点から「森林配置」を検討していくことが必要。

**【課題3】 人口減少社会を見据えた県産材の販路確保**

- ・本県の人口推計では、現在の人口動態の傾向が続くと仮定すると、平成52年（2040年）に約157万6千人（平成12年（2000年）と比べ約53万人）へ減少する。
- ・少子高齢化等により、新設住宅着工戸数の頭打ちが懸念されている。
- ・空き家数は増加傾向にあり、リフォームによる利活用が求められている。
- ・中国、韓国、台湾の日本産材需要が旺盛で、日本の丸太輸出は5年間で10倍以上の増。

このため、県内外・海外への販路拡大と広葉樹も含めた新たな分野での木材需要の創出を進めていくことが必要。

<日本の丸太輸出の状況>



#### 【課題4】 森林内で放置されている未利用材（伐採木の約6割）の利用促進

- ・東日本大震災や、F I Tにより、木質バイオマスの需要が急速に高まっている。
- ・木質バイオマスは、熱や電気として利用でき、地産地消型のエネルギーとして利用すれば、林業再生や山村地域の活性化への貢献が期待できる資源である。
- ・県内の民有林における森林伐採量97万8千 $\text{m}^3$ (H27)のうち、搬出し利用される木材は38万6千 $\text{m}^3$ (同)であり、残りの59万2千 $\text{m}^3$ が未利用のまま森林内に放置されている。資源の循環利用の観点から、木質バイオマスエネルギー等への更なる有効活用が求められている。

このため、未利用材の搬出から加工まで低コストで安定的に供給する仕組みを作っていくことが必要。

#### 【課題5】 世代をつないで豊かな森林を守り伝える、県民総参加の森林づくりへの発展

- ・「全国育樹祭」のお手入れ行事で、初めて「間伐」を行い、間伐の重要性を全国へ発信した。
- ・「全国育樹祭」では、関連行事を含め約15万人が参加し全県的に森林づくりの機運が高まった。
- ・特に2万人がつないだ「100年の森づくりリレー」を通じて、幅広い世代の方々に、世代をつなぐ森林づくりの必要性や森づくり活動の大切さについて意識の醸成が図られた。

このため、「全国育樹祭」での取組みを一過性のものとせず、これを契機に世代をつないで豊かな環境、資源、文化を育む森林づくりを県民運動として発展させていく必要がある。

### ⑤ 基本計画の取組内容

「全国育樹祭」を踏まえた新たな課題と、第2期基本計画の取組結果で残された課題に対応するため、「100年先の森林づくり」を新たな政策の柱として取り組むとともに、「生きた森林づくり」と「恵みの森林づくり」の取組みを強化していく。

## ア. 「100年先の森林づくり」の着手【新規】

100年先を視野に入れた、地域毎に望ましい森林の姿を示す「森林配置計画」を策定し、これを実現していくための施策を押し進める。

### 【主な取組み】

- i 「100年の森林づくり計画」の策定（新規）
- ii 「100年の森林づくり計画」に基づいた森林づくりの実践（新規）
- iii 「100年の森林づくり計画」に必要な人づくりの推進（新規）
- iv 地震・豪雨から県民の生命・財産を守るための災害に強い森林づくりの推進（拡充）

## イ. 「生きた森林づくり」の強化【継続】

世界水準の高度な林業技術の導入により「林業の成長産業化」を進め、「木の国・山の国」にふさわしい林業の振興を押し進める。

### 【主な取組み】

- i 人口減少社会を見据えた県産材の国内外への需要拡大（拡充）
- ii 多種多様な木材需要に対応した木材流通体制の強化（拡充）
- iii 海外と連携した高度な木材生産体制の強化（拡充）

## ウ. 「恵みの森林づくり」の強化【継続】

清流の源である「森林」を守り、活かし、次世代に引き継いでいくための取組みを通じ、「清流の国ぎふ」の環境の保全・活用を押し進める。

### 【主な取組み】

- i 地産地消型木質バイオマスエネルギー関連施設の整備・利用の促進（新規）
- ii 「ぎふ木育」の総合拠点整備と指導者育成（拡充）
- iii 恵みの森を支える人づくりの促進（拡充）



## ◆ 清流の国ぎふの森林づくりの全体像（概念図）



### ⑥ 「100年先の森林づくり」の基本的な考え方

#### ア. 森林区分の考え方

本県の民有林66万ha（竹林、無立木地を除く）を、積雪深、傾斜、標高、土壌の一定の条件により、造林適地と造林不適地に分類し、県民意見も踏まえながら地域毎に相応しい区分を設定。

##### i 「木材生産林」（人工林の経営林としての維持・広葉樹の有効活用）

造林適地（積雪深、傾斜、標高、土壌の条件が良い森林）のうち、団地としてのまとまりや、林道からの距離が近いなど、林業経営に適した森林は「木材生産林」として維持管理していく。

##### ii 「環境保全林」（天然林化・針広混交林化）

造林不適地（積雪深、傾斜、標高、土壌の条件が悪い森林）は、天然林、針広混交林として「環境保全林」へ誘導する。また造林適地であっても、林道からの距離が遠いなど林業経営に適さない森林や、保安林など保全要素がある森林は針広混交林へと誘導していく。

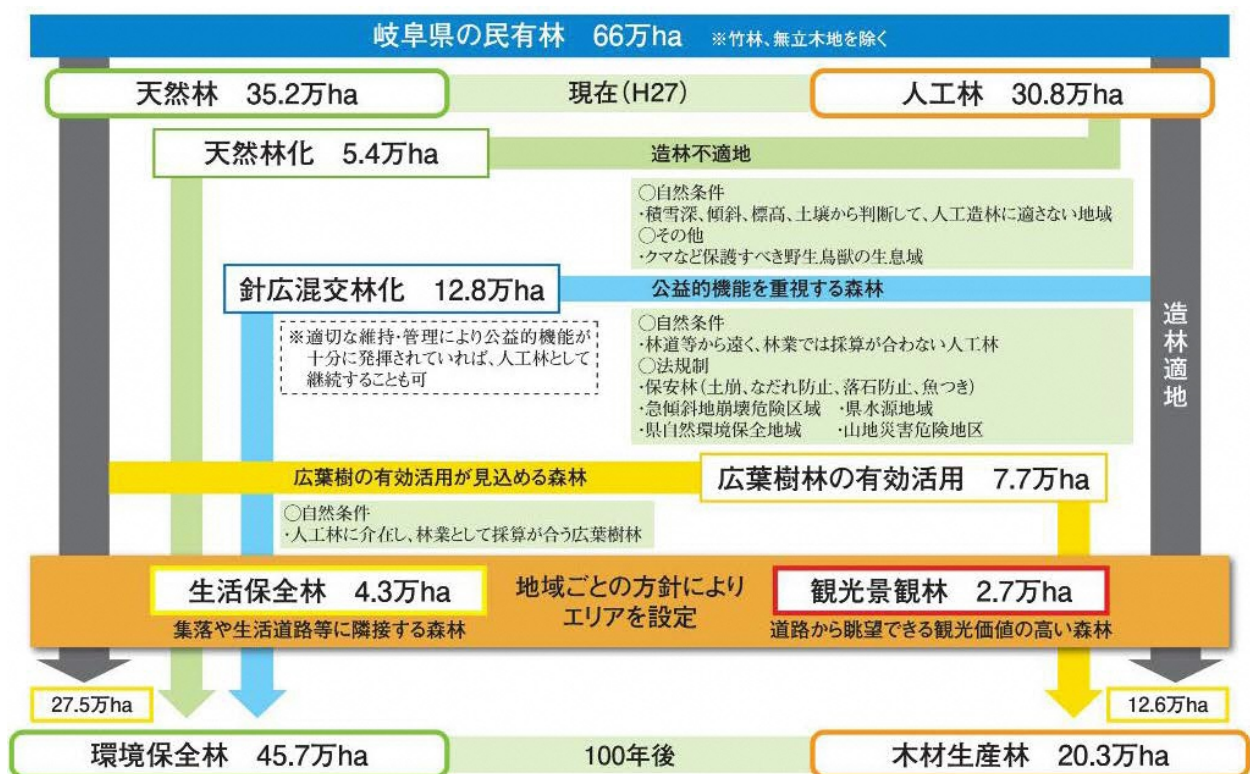
### iii 「観光景観林」

道路沿いなど地域の観光資源として期待できる森林は、「観光景観林」として整備・保全していく。

### iv 「生活保全林」

人家・道路等の県民生活に密接な森林は、シカやイノシシ等による獣害や、雪害等の気象害による危険木から、住民の生活環境を守る「生活保全林」として整備・保全していく。

### イ. 森林区分ごとの移行面積



## ウ. 現在と100年先の森林の姿（全体イメージ）

### ◆ 現在と100年先の森林の姿（全体イメージ）

#### 現在の姿

- ・造林不適地まで人工林化
- ・人工林資源量は年々増大



スギ・ヒノキ主体の人工林

#### 100年後の姿

- ・林業と環境との共存
- ・適切な林分配置



保全すべき「環境保全林」  
(公益的機能の維持・増進)

身近な「生活保全林」  
(利活用による維持・管理)

整備された「観光景観林」  
(観光資源)

自立経営が進んだ  
「木材生産林」  
(次世代型林業の展開、  
広葉樹林の有効活用)

## ⑦ 基本計画における目標数値とその考え方

### ア. 100年先の森林づくり関係

No	項目	考え方	基準年 (H27)	H29	H30	H31	H32	H33
1-1 【新】	「100年の森林づくり計画」策定割合(%)	民有林に対する「100年の森林づくり計画」策定面積の割合を、全ての民有林で策定することを考慮して算出【累計】	—	20	40	60	80	100
1-2 【新】	苗木生産量(万本)	「100年の森林づくり計画」に必要となる苗木の生産量を、苗木の技術導入の進展等を考慮して算出	31	53	73	93	103	113
1-3 【新】	再造林面積(ha)	「100年の森林づくり計画」に基づき、必要な面積を考慮して算出	170	345	365	385	410	450
1-4 【新】	「環境保全林」整備面積(ha)	水源林、深畔林、奥山林等における環境保全の拡大に向け、間伐等の整備面積を考慮して算出	3,382	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
1-5 【新】	「観光景観林」整備面積(ha)	新たに取り組む、観光価値を高める「観光景観林」の整備面積を考慮して算出	—	70	70	70	70	70
1-6 【新】	里山林整備面積(「生活保全林」含)(ha)	従来の里山林における森林整備に加え、新たに取り組む「生活保全林」の整備面積を考慮して算出	544	650	650	650	650	650
1-7 【新】	「地域森林監理士」認定者数(人)	「市町村森林整備計画」の作成等に関わることのできる人材を、民有林面積に対する必要数を考慮して算出【累計】	—	3	6	9	12	15
1-8 【新】	育林技術新規開発・普及件数(件)	低コスト化、獣害対策を目的とした新たな育林技術の開発及び普及の件数を、森林の体制を考慮して算出【累計】	—	2	4	6	8	10
1-9 【継】	森林文化アカデミー卒業生(エンジニア科)県内就職率(%)	エンジニア科卒業生のうち、県内に就職する割合を、これまでの実績から向上させることを考慮して算出	59	80	80	80	80	80
1-10 【継】	災害跡地復旧工事3年以内完了率(%)	災害箇所のうち、復旧工事着手後3年以内に完了する箇所の割合を、早期復旧の必要性を考慮して算出	96	100	100	100	100	100

### イ. 生きた森林づくり関係

No	項目	考え方	基準年 (H27)	H29	H30	H31	H32	H33
2-1 【継】	間伐の実施面積(ha)	間伐が必要な時期にある森林を計画的に間伐していく年間必要面積を考慮して算出	10,379	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800
2-2 【新】	高性能林業機械保有台数(台)	「木材生産林」における木材生産量の拡大に必要な高性能林業機械台数(リース含む)を考慮して算出【累計】	184	200	205	210	215	220
2-3 【継】	木材(丸太)生産量(万m <sup>3</sup> )	県産材の生産状況の指標であり、今後の木材需要の増大等を考慮して算出	43.8	54	55	56	58	60
2-4 【継】	作業道開設延長(km)	「木材生産林」における木材生産量の拡大に必要な開設延長を考慮して算出【累計】	227	150	300	450	600	750
2-5 【継】	製材工場等への木材直送量(万m <sup>3</sup> )	木材流通の合理化の指標となる直送について、中小の製材工場等による直送を考慮して算出	25.7	27	27.5	28	29	30

2-6 【継】	製材品出荷量に占める人工乾燥材の割合 (%)	住宅の構造材や板材等の占める割合を「木材生産林」における木材生産量の拡大を考慮して算出	43.9	46	48	51	53	55
2-7 【継】	「ぎふ性能表示材」製品出荷量 (千m <sup>3</sup> )	住宅の部材等に占める「ぎふ性能表示材」の出荷量を「木材生産林」における木材生産量の拡大を考慮して算出	8.2	50	50	50	50	50
2-8 【継】	県内新設戸建軸組住宅に占める県産材住宅の割合 (%)	県内で新築される木造住宅のうち、県産材を使用した住宅の割合を、毎年一定の規模で拡大させることを考慮して算出	15.3	20.0	20.5	21.0	21.5	22.0
2-9 【継】	公共施設の木造化及び内装木質化施設数 (施設)	教育、福祉をはじめとする公共施設の木造化等を毎年一定の規模で拡大することを考慮して算出【累計】	73	109	127	145	163	181
2-10 【新】	県産材製品の輸出货量 (m <sup>3</sup> )	海外のニーズ、県産材のPRの進展等を考慮して算出	698	1,260	1,540	1,820	2,100	2,380
2-11 【継】	キノコ生産量 (t)	全国的にキノコ生産量が減少する中で、県内生産量の減少割合を少しでも抑えるよう考慮して算出	3,136	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
2-12 【継】	森林技術者数 (人)	木材生産や森林整備の事業量の増大に伴い必要となる技術者数を、作業の効率化の進展等を考慮して算出	947	1,141	1,238	1,247	1,251	1,255

#### ウ. 恵みの森林づくり関係

No	項目	考え方	基準年 (H27)	H29	H30	H31	H32	H33
3-1 【継】	木質バイオマス利用量 (燃料用途) (千m <sup>3</sup> )	木質資源利用ボイラーの燃料として利用される未利用材の需要拡大を考慮して算出	90	92	94	96	98	100
3-2 【新】	木質バイオマス地産地消施設整備数 (施設)	地域内で発生した未利用材等を活用した木質バイオマス地産地消施設の整備計画を考慮して算出【累計】	—	2	4	6	8	10
3-3 【新】	「ぎふ木育」総合拠点利用者数 (人)	H31年度オープン予定の「ぎふ木育」の総合拠点における年間の利用者数を、施設規模を考慮して算出	—	—	—	20,000	25,000	30,000
3-4 【新】	「ぎふ木育」常設木育拠点設置数 (箇所)	公民館等を活用した「ぎふ木育」の常設拠点設置数を、木育の浸透に必要な箇所数を考慮して算出【累計】	21	60	80	100	100	100
3-5 【継】	木育指導者養成数 (人)	「木育教室」における指導者など木育を担う人材の必要数を考慮して算出【累計】	262	330	410	490	570	650
3-6 【継】	「木育教室」・「緑と水の子ども会議」参加人数 (人)	未実施の施設や規模が大きい小中学校で、多くの児童・生徒を対象とした事業展開を行うことを考慮して算出	5,156	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700
3-7 【新】	参加型里山活動実施団体数 (団体)	「環境保全モデル林」での取組み等により広がる里山づくり活動に参画する団体数の増加を考慮して算出	32	38	41	44	47	50
3-8 【継】	生活環境保全林への入込者数 (万人)	森林に親しむレジャー人口について、人口減少、高齢化等を考慮して算出	112	112	112	112	113	114

【新】：第2期基本計画にない新たな目標数値、【継】：第2期基本計画から継続する目標数値

### (3) 清流の国ぎふ森林・環境基金事業

#### ① 森林・環境税の導入

岐阜県の恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高める取組みを早急、かつ、確実に進めるため、平成 24 年度に「清流の国ぎふ森林・環境税」が導入された。

##### <森林・環境税の概要>

##### ◆個人

・納税義務者：（その年の 1 月 1 日現在で）県内に住所がある方、県内に家屋敷等を持っている方

※一定の条件を満たす方は非課税

- ・税額：年額 1,000 円
- ・課税の方法：県民税（均等割）に上記の額を上乗せ
- ・徴収の方法：個人市町村民税とあわせて市町村が徴収→市町村から県へ払込
- ・課税の期間：平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間

##### ◆法人

・納税義務者：県内に事務所、事業所などがある法人等

・税額：資本金等の額により年額 2,000 円から 80,000 円（県民税均等割額の 10%相当額）

- ・課税の方法：県民税（均等割）に上記の額を上乗せ
- ・徴収の方法：法人県民税の申告納付の際にあわせて県が徴収
- ・課税の期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分

なお、平成 24 年度から平成 28 年度は第 1 期であり、平成 29 年度より「清流の国ぎふ森林・環境税」は第 2 期となっている。

第 2 期「清流の国ぎふ森林・環境税」における具体的施策の内容は大きく以下の 5 項目に分けられる。

##### i 100 年先の森林づくりの推進

- ・環境保全林、里山林、生活保全林、観光景観林の整備
- ・森林地域外危険木の除去等

##### ii 自然生態系の保全と再生

- ・ニホンジカ、イノシシ、カワウ捕獲等の支援
- ・水みちづくり（ため池・水田・用排水路・河川等での生態系保全）の取組み等
- iii ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり
  - ・木質バイオマス利用施設導入の支援
  - ・小水力発電による環境保全の推進
- iv 人づくり・仕組みづくり
  - ・ぎふ木育拠点の整備
  - ・学校の机、椅子等の木製品や木製学習教材導入の支援等
- v 地域のニーズに基づいた環境保全活動の促進
  - ・NPO等による環境保全活動への支援
  - ・市町村提案型の自然環境保全活動の支援

なお、「v 地域のニーズに基づいた環境保全活動の促進」に関しては、i～iv共通の施策という位置づけである。

## ② 必要経費

上記の施策を実行するために必要な経費は、以下のとおりと試算している。

(単位：億円)

施 策	H29～33の5年間に 想定される必要額	年間必要額
i 100年先の森林づくりの推進	27.50	5.50
ii 自然生態系の保全と再生	13.90	2.78
iii ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり	2.25	0.45
iv 人づくり・仕組みづくり	9.20	1.84
v 地域のニーズに基づいた環境保全活動の促進	7.15	1.43
合 計	60.00	12.00

## ③ 管理方法

県民税はその用途を特定されない普通税のため、そのままでは徴収した税収は既存の普通税と区分されない。

このため新たな財源として上乗せする税収と既存の税収を区分し、その用途を県民に対して明確にするため、新たに「清流の国ぎふ森林・環境基金」を設置し、税収相当額から賦課徴収に要する費用を控除した後の額を積立てて、毎年必要となる額を取崩して施策に充当する。

また、県民意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、外部有識者や県民の代表等を構成員とする第三者機関を設置し、用途事業への意見や提案、事業実施後の評価を行っており、内容及び結果については公表している。

#### ④ 平成 29 年度事業実績の概要

平成 29 年度は、清流の国ぎふ森林・環境税の税収額等を 12 億 2,326 万 8 千円と見込み、平成 27 年度の残額の一部 6,173 万 2 千円を加えた、12 億 8,500 万円で当初計画を立てている。

また、要望の多い環境保全林整備事業や里山林整備事業に対応するため、基金残高を活用し、9,506 万 8 千円を 9 月補正予算で加え、合計 13 億 8,006 万 8 千円で各種の森林・環境基金事業を実施した。

一方、平成 29 年度森林・環境基金事業の実績額は 9 億 7,967 万 3 千円で、9 月補正後の予算から 4 億 39 万 5 千円の残余となっている。

##### <平成 29 年度事業実績額>

森林・環境基金事業名		計画額	実績額
1-1	環境保全林整備事業	338,925 千円	236,349 千円
1-2	100 年先の森林づくり普及推進事業	4,000 千円	3,043 千円
2	水源林公有林化支援・推進事業	20,000 千円	6,978 千円
3	里山林整備事業	234,143 千円	221,841 千円
4	森林地域外危険木除去事業	(上記 3 の内数)	(上記 3 の内数)
5	観光景観林整備事業	50,000 千円	29,761 千円
6-1	野生鳥獣保護管理推進事業 (ニホンジカ・イノシシの捕獲推進)	127,000 千円	93,164 千円
6-2	野生鳥獣保護管理推進事業(カワウ等対策)	20,000 千円	13,706 千円
7	野生鳥獣保護管理推進事業(市町村職員の育成)	3,000 千円	1,575 千円
8	野生動物総合対策普及推進事業	21,000 千円	20,711 千円
9	流域協働による効率的な河川清掃事業	30,000 千円	29,998 千円
10	生きものにぎわうため池再生事業	2,500 千円	2,032 千円
11	水田魚道設置推進事業	3,000 千円	2,637 千円



1 2	生態系保全団体支援事業	10,500 千円	10,375 千円
1 3	生態系保全市町村支援事業	7,000 千円	5,581 千円
1 4	河川魚道の機能回復事業	50,000 千円	49,992 千円
1 5	用排水路・河川落差解消支援事業	5,000 千円	2,615 千円
1 6	木質バイオマス利用施設導入推進事業	35,000 千円	20,024 千円
1 7	小水力発電による環境保全推進事業	10,000 千円	1,062 千円
1 8	木の香る快適な公共施設等整備事業	57,000 千円	55,971 千円
1 9	ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業	20,000 千円	19,659 千円
2 0	県民協働による未利用材の搬出促進事業	5,000 千円	4,585 千円
2 1	ぎふ木育拠点整備等事業	150,000 千円	0 千円
2 2	ぎふの木育教材導入支援事業	4,000 千円	2,720 千円
2 3	森と木と水の環境教育推進事業	14,000 千円	11,645 千円
2 4	清流の国ぎふ森林・環境税事業推進事業	6,000 千円	2,604 千円
2 5	上流域と下流域の交流事業	8,000 千円	7,042 千円
2 6	生物多様性に配慮した地域づくり普及推進事業	2,000 千円	976 千円
2 7	清流の国ぎふ地域活動支援事業	23,000 千円	21,798 千円
2 8	清流の国ぎふ市町村提案事業	120,000 千円	101,229 千円
	合 計	1,380,068 千円	979,673 千円

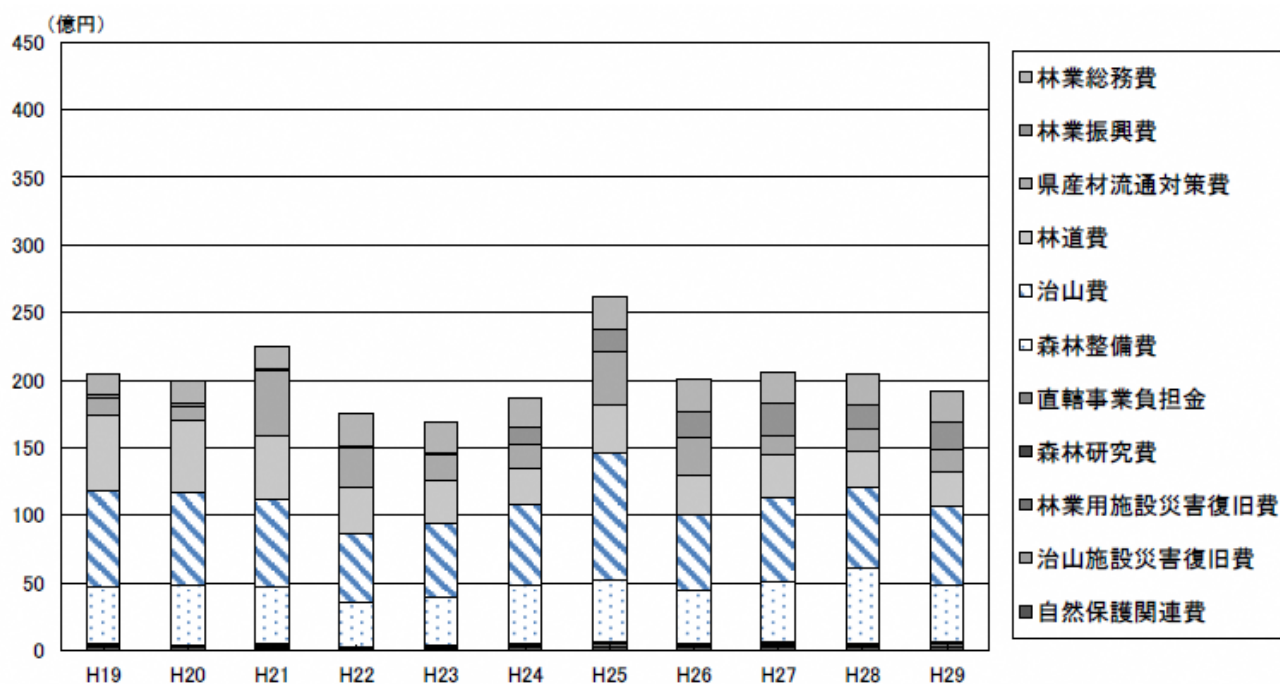
(注)最下欄の合計と、個々の事業実績額の合計は合わない。

(出典：「清流の国ぎふ森林・環境基金事業成果報告書(平成 29 年度)」)

なお、第 4 IVでは、平成 29 年度に設置された 28 の森林・環境基金事業のうち必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施した結果、指摘事項もしくは意見のあった事業についてのみ記述している。

#### 4. 予算規模

森林・林業関係の当初予算（一般会計）の推移は以下のとおりである。



平成29年度の森林・林業関係当初予算は191.9億円で、前年度に比べ13億円の減少（対前年度比93.6%）となっている。中でも、森林整備費は前年度に比べ14.2億円の減少（対前年度比74.8%）となっている。

（出典：「平成28年度 岐阜県森林・林業統計書」）

## 5. 国における森林・林業の現状と課題

林野庁が把握する我が国における森林・林業の現状と課題を以下に記載する（出典：林野庁「森林・林業・木材産業の現状と課題」平成30年12月）。

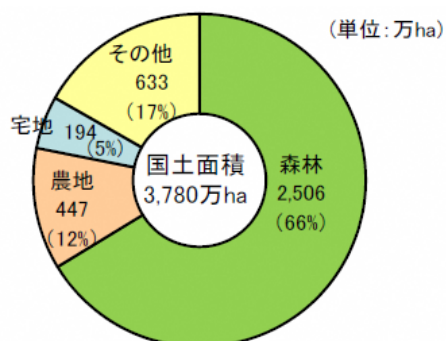
### （1）森林の現状と課題

#### ① 森林の状況

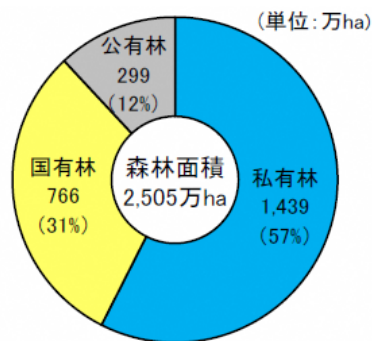
我が国は世界有数の森林国であり、森林面積は国土面積の3分の2にあたる約2,500万ha（人工林は約1,000万ha）である。森林資源は人工林を中心に蓄積が毎年約7千万m<sup>3</sup>増加し、現在は約52億m<sup>3</sup>である。

人工林の半数が一般的な主伐期である50年生を超えており、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造成することが必要である。

#### <国土面積と森林面積の内訳>

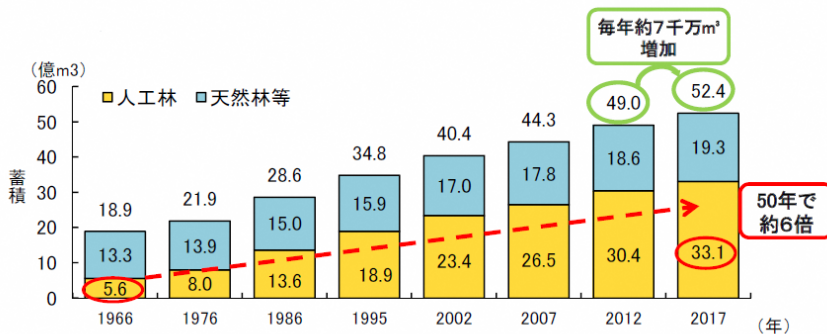


資料：国土交通省「平成29年度土地に関する動向」（国土面積は平成28年の数値）  
注：林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。



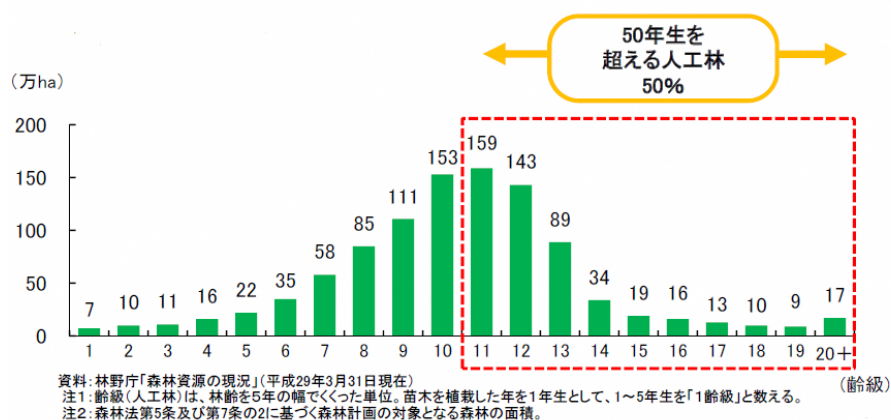
資料：林野庁「森林資源の現況」（平成29年3月31日現在）  
注：計の不一致は、四捨五入による。

#### <森林蓄積の推移>



資料：林野庁「森林資源の現況」（各年の3月31日現在の数値）  
注：総数と内訳の計の不一致は、単位未満の四捨五入による。

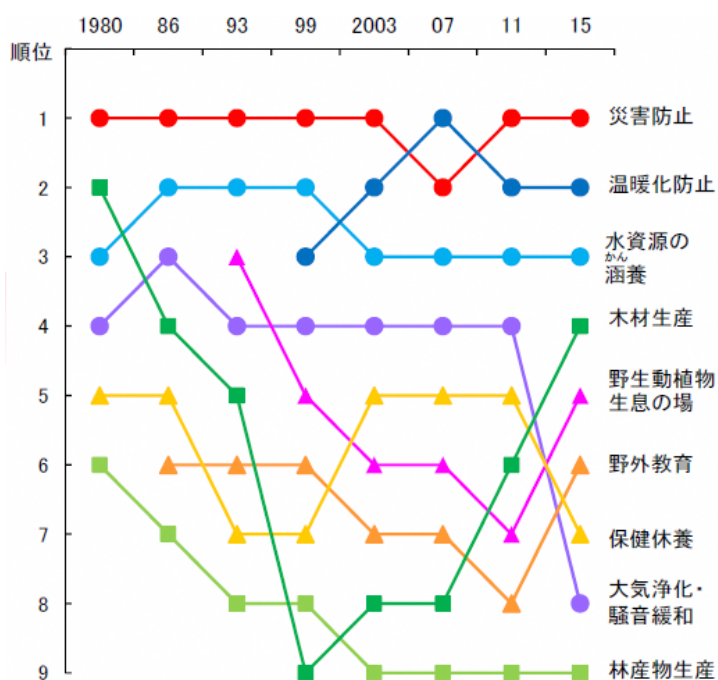
## <人工林の齢級別面積>



## ② 森林の多面的機能

森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの多面的機能を有しており、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。国民が森林に期待する働きは、災害防止、温暖化防止、水資源のかん養などといった公益的機能が上位にあり、近年、木材生産機能も再び注目されている。

## <国民の森林に期待する働き>



資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年)、内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15年、平成19年、平成23年)、農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27年)  
 注1: 回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答。  
 注2: 選択肢は、特になし、わからない、その他を除いて記載。

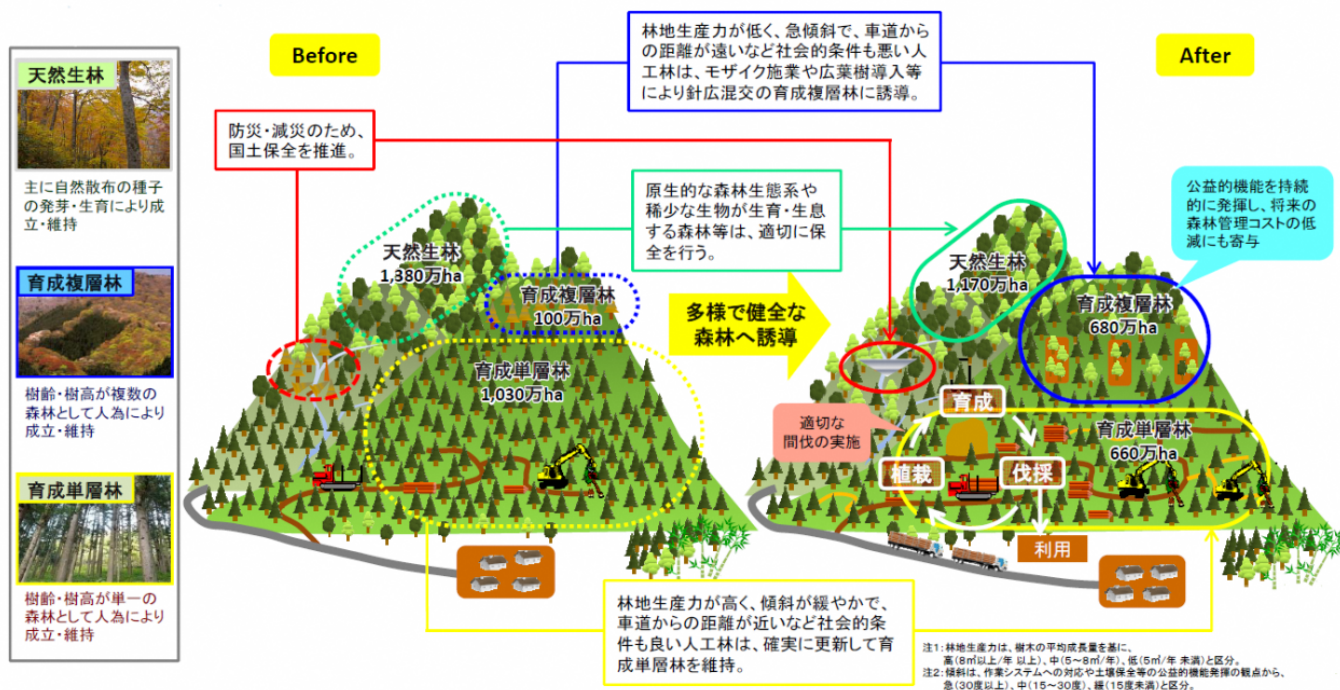
### ③ 望ましい森林の姿

森林の機能とその機能を発揮する上で望ましい森林の姿を目指し整備・保全を進める必要がある。

傾斜等の自然条件や車道からの距離が近い等の社会的条件も良い森林(育成単層林)で先行的に路網を整備するほか、主伐後の植栽による確実な更新により循環利用を図る。

自然条件や社会的条件が不利な森林については、モザイク施業等により育成複層林へと効率的に誘導するほか、原生的な天然生林は適切に保全するとともに、山村等の集落周辺に存する里山林は保全管理及び利用を推進する。

#### <多様で健全な森林への誘導>



#### ④ 森林整備の意義

森林の多面的機能を発揮させるためには、植栽、下刈り、間伐等によって健全な森林を育てる「森林整備」が必要である。地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策として年平均52万haの間伐等の実施を目標に設定する。

利用期を迎えた森林が増加しており、主伐後に再造林を行うことにより、多面的機能を持続的に発揮させつつ森林資源の循環利用を推進することが必要である。また、このためには苗木の安定供給が重要である。

再造林に向けては、造林コストの低減のため、伐採と造林の一貫作業システムの導入などを進めるとともに、コンテナ苗等の生産体制の構築が重要である。

このほか、花粉発生源対策として、スギ・ヒノキ人工林を花粉の少ない森林へ転換する取組を推進する。

#### <森林整備のイメージ>



## ■ 間伐の重要性

- ✓ 残存木の成長や根の発達が促され、風雪害に強い森林に
- ✓ 林内の光環境が改善し、下層植生が繁茂することで、表土の流出を防ぐ
- ✓ 様々な動植物の生息・生育が可能になり、種の多様性が向上
- ✓ 病虫害に対する抵抗性が向上
- ✓ 国際ルール上、森林吸収源として算入可能



間伐が遅れた人工林のイメージ



適切に管理された人工林のイメージ

## ⑤ 森林保全の対策

国土保全、水源かん養などの公益的機能の発揮が特に要請される森林は「保安林」に指定し、伐採の制限や転用規制等により保全・整備する（水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備など全17種類、約1,200万ha）。

豪雨・地震等による激甚な山地災害が頻発している現状を踏まえ、特に、事前防災・減災対策としての「治山事業」により治山施設の設置や機能が低下した保安林の整備を推進する。公益的機能を適切に発揮させ、地域の安全・安心を確保する。

近年、シカ等野生鳥獣による森林被害は深刻な状況にある。被害の防除とともに個体群管理等の総合的対策が重要である。

### <治山事業による安全・安心の確保>

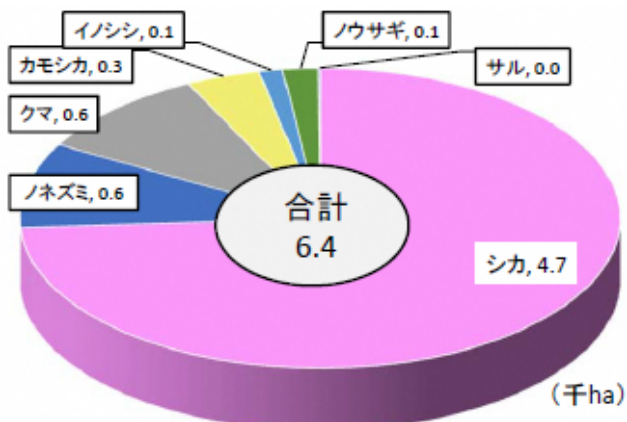
○山崩れ等により荒廃した森林の再生や、山地災害の予防等を通じて地域の安全性を向上



＜平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた今後の治山対策のイメージ＞



＜主要な野生鳥獣による森林被害＞



資料: 林野庁 研究指導課、業務課調べ  
 注1: 国有林(林野庁所管)、民有林の合計。  
 注2: 森林および苗畑の被害。

⑥ 地球温暖化対策と森林

地球温暖化防止には、CO<sub>2</sub> の排出抑制対策とともに、森林整備等の森林吸収源対策が重要である。2020 年度における我が国の森林吸収量の目標(2005 年度比 2.7%以上) 達成のため、2013 年度から 2020 年度の 8 年間について、年平均 52 万 ha の間伐等の森林吸収源対策を推進する。



2020年以降は、「パリ協定」に基づき、引き続き森林等の吸収源の保全・強化に取り組む。我が国は2030年度の温室効果ガス削減目標26%のうち、2.0%（2013年度比）を森林吸収量で確保する目標を掲げる。

このための安定財源確保について、平成30年度税制改正大綱において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設し、平成31年度から譲与を行うことが位置づけられた。

### <削減目標と森林吸収量>

	京都議定書 第2約束期間※1 2013～2020年度	パリ協定 約束草案 2021～2030年度
日本の削減目標	2020年度 3.8%以上 (2005年度比)	2030年度 26.0% (2013年度比)
森林吸収量	2020年度 2.7%以上 (2005年度比)	2030年度 2.0%※2 (2013年度比)

※1 我が国は第2約束期間に参加していないが、カンクン合意に基づき、削減目標を条約事務局に登録済

※2 京都議定書第2約束期間の計上ルールに基づき算出

### <パリ協定（2016年11月発効）の概要>

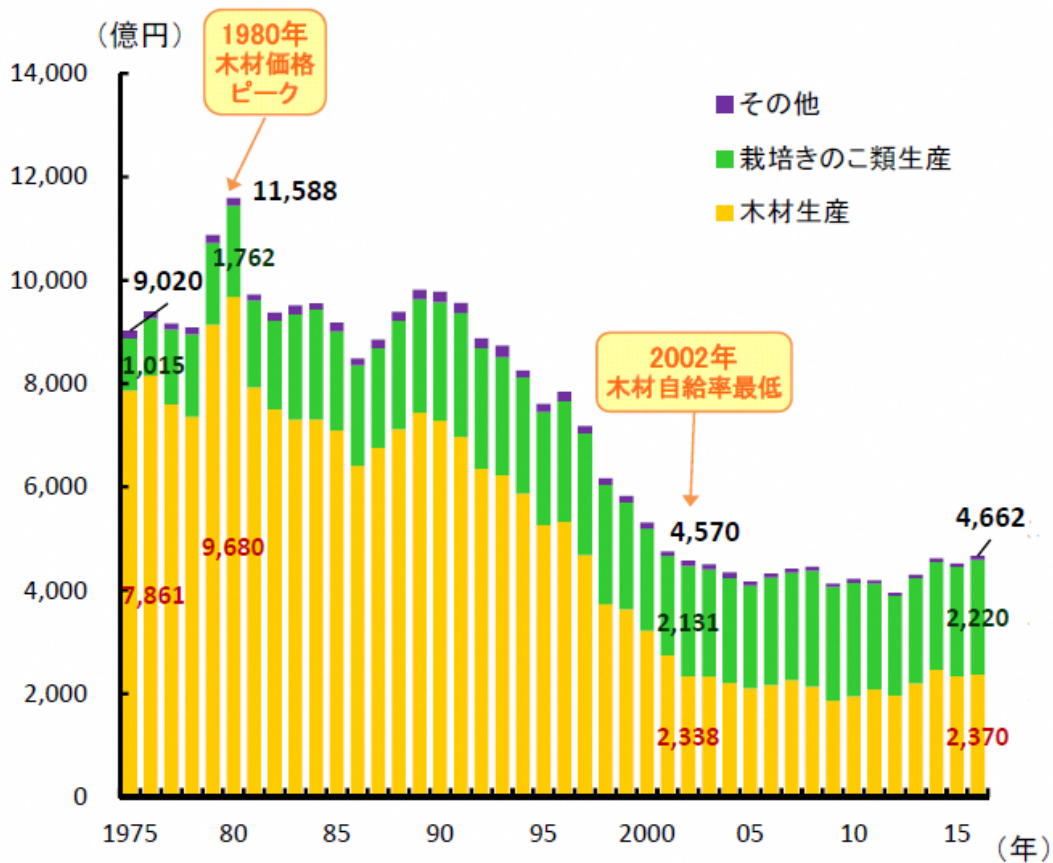
- 2020年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組
- 平均気温上昇を工業化以前より2℃より十分下方に抑制
- 各国は削減目標を提出し、対策を実施
- 今世紀後半に人為的な排出と吸収の均衡を達成
- 森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動を実施
- 途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）の実施及び支援を奨励

## （2）林業の現状と課題

### ① 林業生産の動向

我が国の林業産出額は、近年は約4,500億円前後で推移している。木材生産額と栽培きのこ類生産額はほぼ半々である。

### ＜林業産出額の推移＞



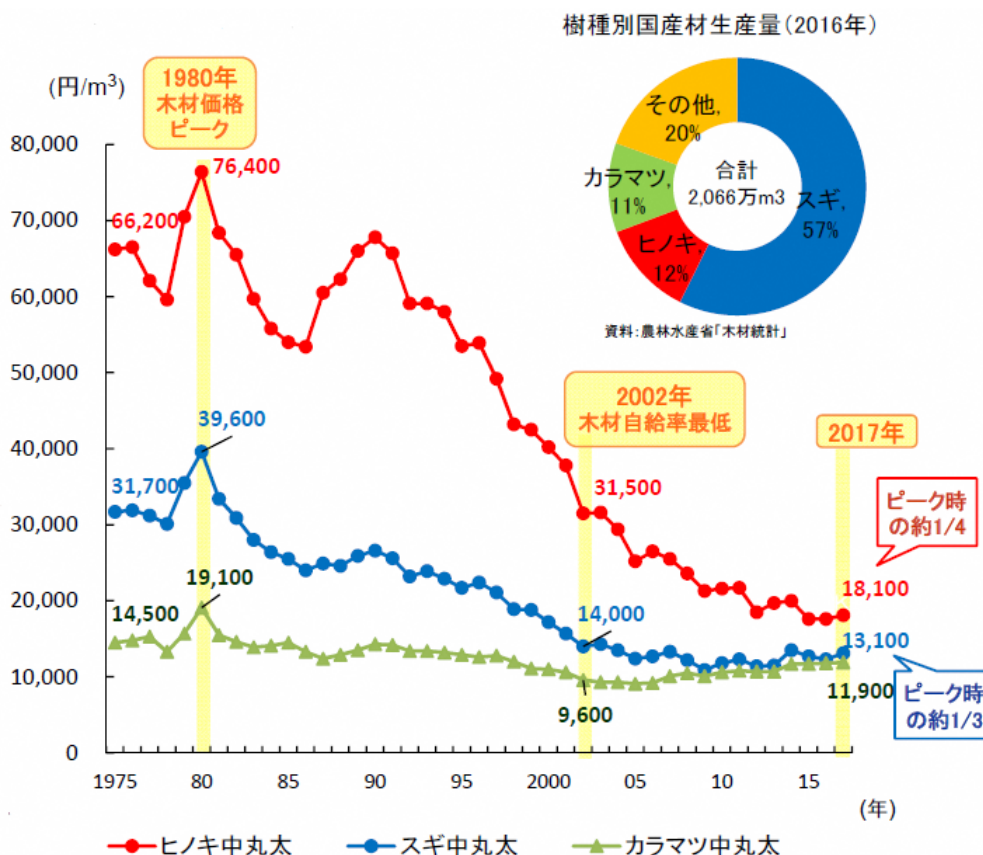
資料：農林水産省「林業産出額」

注1：「その他」は、薪炭生産、林野副産物採取。

注2：2016年から、「木材生産」に輸出丸太及び「燃料用チップ素材」を追加したことに伴い、輸出丸太は1975年まで、燃料用素材は2011年まで遡及している。

木材価格は高度経済成長に伴う需要の増大等の影響により1980年にピークを迎えた後、木材需要の低迷や輸入材との競合等により長期的に下落してきたが、近年はおおむね横ばいである。

## ＜木材価格の推移＞



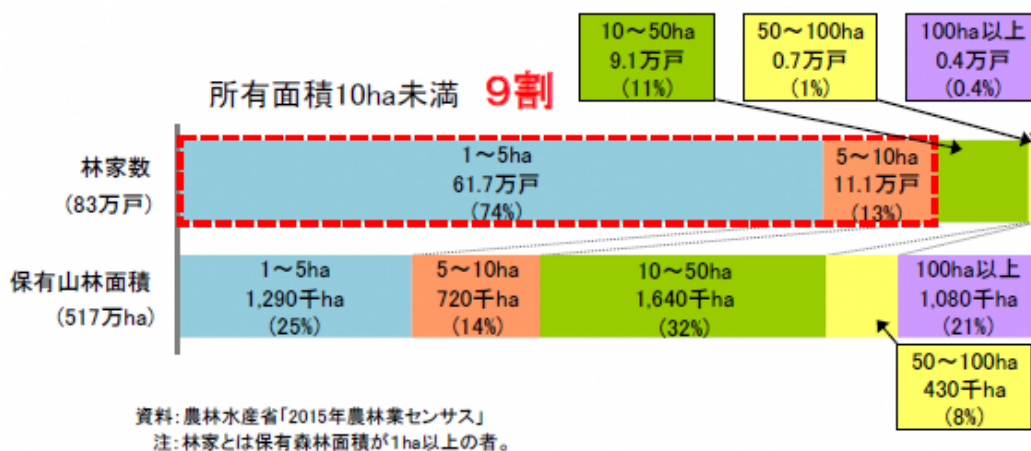
## ② 林業経営の動向

我が国の森林所有構造は、所有面積 10ha 未満が林家数の 9 割を占めるなど小規模・零細である。

生産性は向上しつつも低位であり、意欲ある者への施業集約化や低コストで効率的な作業システムの普及・定着等が課題である。また、林家の所得や林業従事者の平均賃金は低いのが現状である。

林業経営の中核を担う者は、森林所有者等から委託を受けて作業する会社や森林組合等の林業事業体である。年間素材生産量 5,000 m<sup>3</sup>未満の小規模な経営体が 9 割を占める一方、5,000 m<sup>3</sup>以上の経営体が素材生産量全体の約 8 割を生産している。

## ＜林家の保有山林面積＞



## 6. 森林経営管理制度

平成30年5月に、「森林経営管理法」が可決され、成立した。平成31年4月1日に施行され、「森林経営管理制度」が開始される。

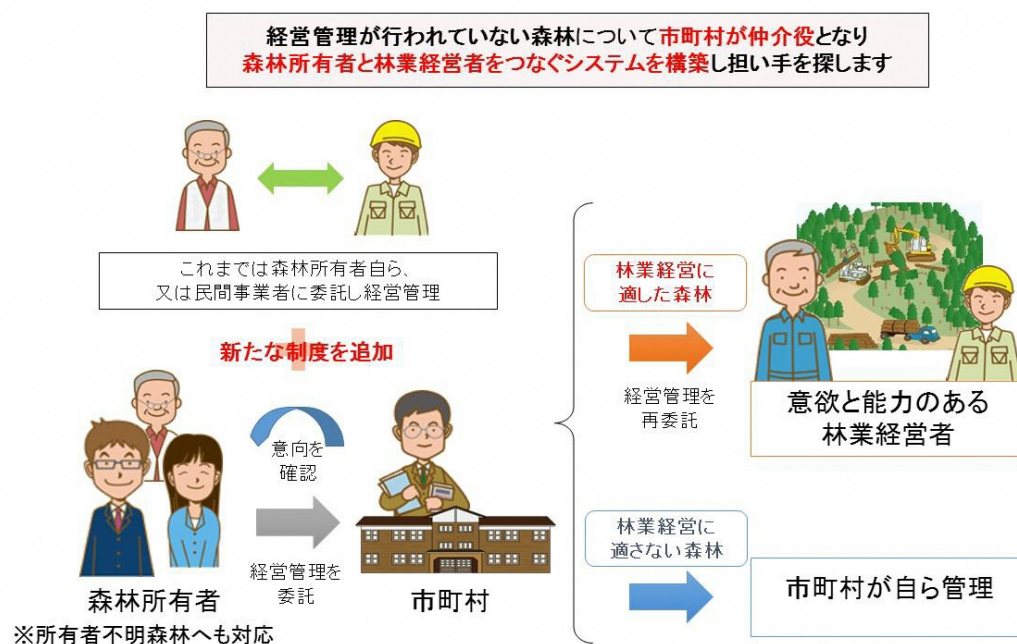
### (1) 制度制定の経緯

国内の森林は、戦後や高度経済成長期に植栽されたスギやヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えようとしている。利用可能な森林が増える中、国内で生産される木材も増加し、木材自給率も上昇を続け、平成29年には過去30年間で最高水準となる36.1%となるなど、国内の森林資源は、「伐って(きって)、使って、植える」という森林を循環的に利用していく新たな時代に入ったといえる。

一方、我が国の森林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者への森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われない、伐採した後に植林がされないという事態が発生している。83%の市町村が、管内の民有林の手入れが不足していると考えている状況であり、森林の適切な経営管理が行われないと、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることとなる。加えて、所有者不明や境界不明確等の課題もあり、森林の管理に非常に多くの労力が必要になるといった事態も発生している。

このような中、適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営

管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとしている。



(出典：林野庁ホームページ)

## (2) 制度の概要

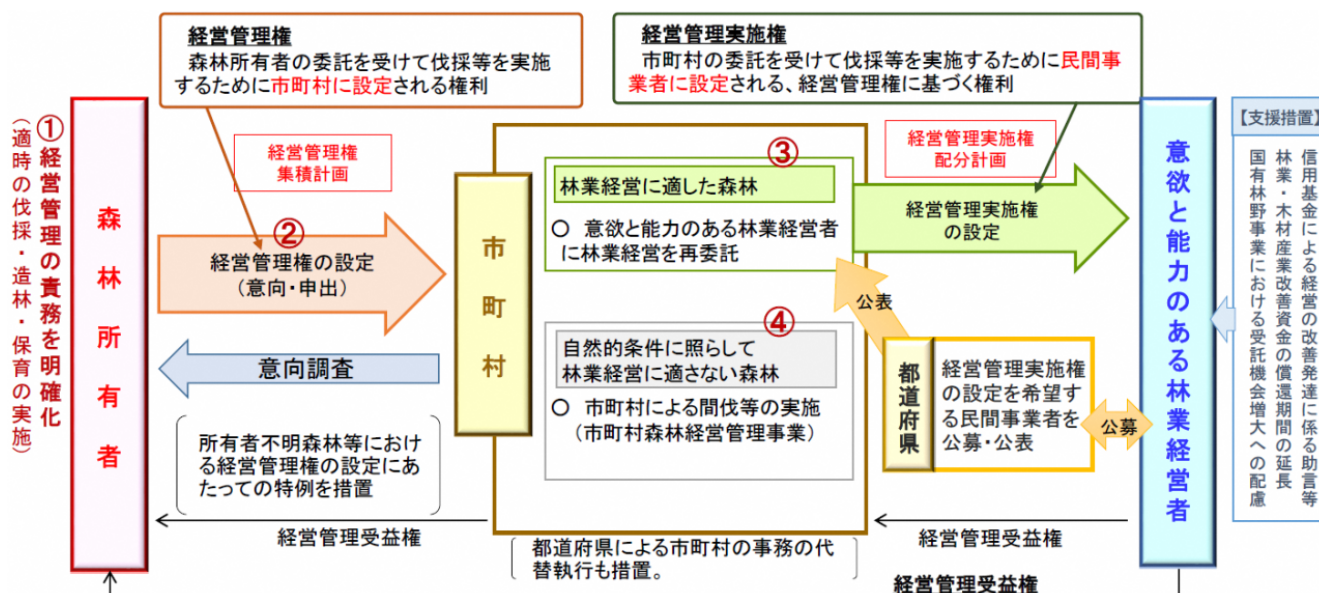
森林経営管理制度の概要は以下のとおりである。

- ① 適切な経営管理が行われていない森林があることを踏まえ、森林所有者に適切な経営管理を行わなければならない責務があることを明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合、森林所有者の委託を受けて伐採等を実施するための権利（経営管理権）を市町村に設定
- ③ その上で市町村は、林業経営に適した森林を意欲と能力のある林業経営者に再委託し、伐採等を実施するための権利（経営管理実施権）を設定
- ④ 林業経営に適さない森林や意欲と能力のある林業経営者に委ねるまでの森林においては、市町村自らが経営管理

あわせて、所有者が不明で手入れ不足となっている森林の場合も市町村に経営管理権を設定し、経営管理を確保するための特例を措置している。

また、当該制度の創設を踏まえ、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）が創設されることとなっている。

### < 森林経営管理制度の概要 >



(出典：林野庁「森林経営管理法（森林経営管理制度）について」平成 31 年 1 月一部改正)

### (3) 制度導入により期待される効果

市町村にとっては、これまで林業経営が可能であるにもかかわらず、放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与するとともに、間伐手遅れ林の解消や伐採後の再生林の促進により、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与するといったメリットが期待される。

また、森林所有者にとっては、市町村が仲介役になることから、長期的に安心して所有する森林を任せられるようになることが期待できる。

さらに、林業経営者にとっては、多数の森林所有者との間で契約を交わすのではなく、市町村から経営管理実施権の設定を受けることにより、集積・集約化の手間を軽減し、経営規模や雇用の安定・拡大につなげられる等のメリットがある。

すなわち、森林を適切に管理し、地球温暖化防止や災害防止などに寄与するとともに、安定的に木材を供給し、付加価値をつけて有効に活用することとなり、林業を成長産業化し、雇用の創出や地域経済の活性化、ひいては地方創生の実現にも寄与することが期待される。